

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ みやぎの
障害者相談支援事業所ハンズ宮城野

ねっとわーく



だいごう
第61号
はっごう
発行
しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ
障害者相談支援事業所
みやぎの
ハンズ宮城野

みやぎの
宮城野

もくじ

- P.1 マイナンバーカードは
お持ちですか？
- P.2 主催事業報告
- P.3 ピアカウンセラーのつぶやき
- P.4 ハンズ宮城野
インフォメーション

マイナンバーカードはお持ちですか？

● マイナンバーカードって？

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。マイナンバーカードの有効期限は成人が10年、未成年は5年となっています。

● マイナンバーカードを持つメリットは？

- ① マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- ② 各種行政手続のオンライン申請等に利用できます。
- ③ 本人確認の際の身分証明書として利用できます。
- ④ 各種民間のオンライン取引等に利用できます。
- ⑤ コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。
- ⑥ 健康保険証利用の申込みをすることで健康保険証としても使えるようになります。



マイナンバーカードの詳細について

地方公共団体情報システム機構 <https://www.kojinbango-card.go.jp> をご覧ください。

仙台市では仙台駅前アエル24階にマイナンバーカード特設センターが開設されています！

特設センターではマイナンバーカード申請のための、申請用紙の発行や写真の撮影が無料で行えます。一定の条件を備えた本人確認書類をお持ちの上、特設センターで申請手続きを行うことで、後日郵送（簡易書留、または本人限定受取郵便）によりマイナンバーカードを受け取ることが可能となります。本人確認書類としては各種手帳、健康保険証、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、福祉医療費受給者証などを利用することができます。申請の手続きは平日午前11時から午後6時です。

詳しくは仙台市ホームページ特設センターでのマイナンバーカード申請手続きについて

(<http://www.city.sendai.jp/kosekijumin/mynumbersinseiziraityou.html>) をご覧ください。

しゅさいじぎょうほうこく 主催事業報告

【障害者・家族向け講座】

令和3年11月26日(金)、障害者・家族向け講座「障害年金について～申請の手続きを知ろう～」を開催し、20名の方にご参加いただきました。講師には、宮城県社会保険労務士会 さかもと社労士事務所 坂本祐一氏をお迎えし、障害年金の制度や仕組みについて説明いただき、申立書作成のポイントなどを教えていただきました。

申立書作成のポイントとして、調子のいい時のことではなく悪い時の訴えを書く。日常生活において炊事や歯磨きなど自分で困っている具体的な場面において、なにがどのようにできないのか、どんな援助を受けなくてはいけないのか、エピソードとして箇条書きにすると相手(審査する側)も読みやすい。他人や家族に聞き取ってもらって書いていくと分かりやすい表現になるなど、具体的に有益なアドバイスをいただきました。



【社会生活力プログラム講座】

令和3年12月16日(木)、社会生活力プログラム講座「信託の仕組みと特定贈与信託について」を開催し、12名の方にご参加いただきました。講師には、一般社団法人信託協会 竹石誠氏をお迎えし、特定贈与信託とその前提となる信託の仕組みについて、知識と理解を得ていただくとともに、経済的不安を解消するためのご講話をいただきました。

信託の仕組みについては参加者も腕組みをして考えるようなしぐさが見られましたが、専門的な用語が出るたびに分かりやすく説明していただいたりすることで理解することができました。特定贈与信託については参加者全員が最も聞きたかった内容であり、熱心に耳を傾け、メモを取る姿などもあって参加者の真剣さが伝わってきました。あくまでも概要としながら、メリットとして①子に3,000万円を贈与する場合は約1,000万円の贈与税がかかること、②特定贈与信託には実質的に報酬がかからないことがあげられる一方、デメリットとして配当がほとんどないなどの説明がありました。



今後皆様にとって、役立つような情報提供ができる講座を企画していきたいと思っております。
皆様のご参加をお待ちしております。



ピアカウンセラーのつばゆき

～仙台市の差別解消条例見直しについて～

障害者相談支援事業所ハンズ宮城野
ピアカウンセラー 千葉照之

明けましておめでとうございます。

今年は2月に冬季北京オリンピック・パラリンピックが開催されます。去年の東京オリンピック・パラリンピックと同様に選手の活躍が見られることを楽しみにしています。

またパラリンピックにより障害理解が広く伝わった事が良かったと思います。

さて、皆さんは仙台市の差別解消条例「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行された事はご存じと思いますが、平成28年4月から6年経過して、もう一度見直しのために、広く市民の方や（もちろん、障害当事者、家族、支援者、関係者）、事業者等を対象に「障害を理由とした差別と思われる事例」や「現在市内で取り組まれている障害のある方への配慮に取り組んでいる事例」などを募集しています。

皆さんが困っている事、良かった事、配慮してもらえなかった事や、配慮してもらって良かった事などを、仙台市では皆さんの声を反映するように募集しています。

町に出て感じた事、イベントに行き行って感じた事、人との交流の場で感じた事、町に出てとても気持ちが良かった事、イベントに行き行って嬉しかった事、交流の場で楽しかった事など、その様な事例があったら、ハンズ宮城野の相談員に気軽に声をかけてください。

これらの多くの声が一段と条例の見直しにつながります。小さな声も大切です、ちょっとした声を聞かせてください。

皆さん一緒に、仙台市の条例を良くしていきましょう。

寒さ厳しき折、皆さんお身体に気をつけてお過ごしください。

ピアカウンセラーのご案内

ハンズ宮城野では、ピアカウンセラーが悩みを聞き、相談にのってくれる相談日があります。

- 毎週：木曜日
- 相談時間：10：00～15：00
- 要予約 電話：022-295-7440





みやぎの ハンズ宮城野 インフォメーション



～木曜サロン りらくらぶについて～

ハンズ宮城野では奇数月の第3木曜日（13：30～15：00）に「木曜サロン りらくらぶ」を開催しています。誰でも参加できて、のんびりゆったり、たくさんおしゃべりができる会です。

感染対策を行いながらみんなで楽しい時間を過ごしてみませんか？

今後の予定：3月17日（木）13：30～

※日時や内容は変更、または中止になる場合があります。詳しくはハンズ宮城野までお問い合わせください。

令和3年11月はクリスマスリースづくりを行いました。白や緑や赤に色付けした松ぼっくりやリボン、造花等を思い思いに飾り付け、にぎやかなサロンとなりました。



【ハンズ宮城野 相談支援事業のご案内】

- 相談時間： 8：30～19：00
- 相談方法： 来所、訪問、電話、ファックス、Eメール
- 月曜日、祝日の翌日はお休みです。相談料は無料です。

＜休館日のお知らせ＞

2月・・・7日（月）、12日（土）、14日（月）、21日（月）、24日（木）、28日（月）

3月・・・7日（月）、14日（月）、21日（月）、28日（月）

4月・・・4日（月）、11日（月）、18日（月）、25日（月）、30日（土）

5月・・・2日（月）、6日（金）、9日（月）、16日（月）、23日（月）、30日（月）

6月・・・6日（月）、13日（月）、20日（月）、27日（月）



ご意見・ご感想をお待ちしております

しょうがいしゃ しょうだんしえんじぎょうしょ みやぎの
障害者相談支援事業所ハンズ宮城野

〒983-0835

仙台市宮城野区大槻16-2 仙台市宮城野障害者福祉センター内

電話 ・ ファックス 022-295-7440

メールアドレス hands-mi2@shinsyou-sendai.or.jp